

鳥取県告示第 843 号

鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例（平成13年鳥取県条例第51号）第26条第3項の規定に基づき、県以外の者が行う保護管理事業の事業計画が保護管理事業計画に適合している旨の認定を取り消したので、同条第4項の規定により告示する。

平成 18 年 11 月 28 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 住 所 米子市博労町三丁目50-6
- 2 氏 名 アカヒレタビラ保護の会 代表 二宮 健
- 3 保護管理事業の内容
 - (1) 生息水域の定期的な生息状況、生息環境等の継続的な調査の実施
 - (2) 生息地及びその周辺地域における地域住民等への普及啓発の実施
- 4 認 定 年 月 日 平成16年7月12日
- 5 認 定 取 消 事 由 2の者が事業を終了し、認定を受けた保護管理事業が廃止されたと認めるため
- 6 認 定 取 消 年 月 日 平成18年11月17日